

中間試験

以下に示すのは、国際司法裁判所の 1996 年 7 月 8 日勧告的意見「武力紛争における国家による核兵器使用の合法性」の抜粋（仏正文の仮訳）である。この勧告的意見は、世界保健機関(WHO)が要請したもので、総会が要請した類似主題の著名な勧告的意見とは異なる。

この抜粋を読み、次の問に答えよ。

1. 「損害賠償事件」(1949 年)および「ある種の経費事件」(1962 年)で裁判所が示した論法と異なる点を簡潔に示せ。
2. その違いはどこから生じたと考えられるか、説明せよ。
3. 1996 年勧告的意見の立場を批判せよ。(回答者個人の見解如何に関わらず、批判のための論法を構築すること。)

注

- 1) 6 月 15 日午前 8 時まで、添付ファイル (Word、一太郎、テキストのいずれか) にて、shotaro@kobe-u.ac.jp に提出すること。
- 2) 2000 字以内で書くこと。字数の下限は設けない。
- 3) 日本語文献を引用する場合には、法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法」に従うこと。神戸大学法学部ウェブサイトトップページ「研究学習資源」と進めば、この「表示方法」を参照することができる。この「表示方法」に従っていない場合、減点対象とする。日本語以外の文献については、特に引用方法は指定しない。
- 4) 参照した文献を末尾に「参考文献」として挙げる必要はない。
- 5) 2 名で共同作成することを認める (というより、それを強く薦める)。3 名以上による共同作成は認めない。場合によっては、提出された答案について作成者それぞれに質問することがあり得る。
- 6) 抜粋中に現れる「国際司法裁判所規程」および「WHO 憲章」は、いずれも『国際機構条約・資料集』に収録されている。
- 7) 期末試験で合格点 (60 点) を越えた者については、期末試験の成績を中間試験の成績が上回る場合、二つの試験の平均点を最終成績とする。それ以外の者については、中間試験の成績は一切考慮しない。

【以下、抜粋】

国際機構は、国家のように一般的な種々の権限を享有する国際法上の主体ではない。国際機構は、「専門性原理 *principe de spécialité*」により規律されるのであって、当該機構を設立した国家により与えられた権限を有し、その権限の限界は、国家により機構が達成すべきとされる共通利益の範囲により定まる。

国際機構に与えられた権限は、通常、設立文書に明示的に示されている。しかしながら、現実の必要から、国際機構の活動を規律する設立文書に明示的に定められていない権限であっても、それが機構の目的を達成するために必要である場合、そのような補完的権限が機構に認められる、と考えられている。

核兵器が健康や環境に与える影響を考慮したとしても、WHO に核兵器使用の合法性の問題を取り扱う権限があると考えすることは、専門性原理を無視することに等しいと言えよう。実際のところ、WHO 加盟国が WHO に与えた目的を考慮すると、そのような権限が WHO 憲章に必然的に黙示されているとは考えられないであろう。

その上、WHO は特殊な性質の国際機構である。すなわち、国連の専門機関である（国連憲章 57 条）。国連憲章 57 条・58 条・63 条が示すように、国連憲章は、一般的範囲の権限を有する国連に、特定の部分の権限を有する自立的・補完的機構を結びつけることにより、一貫性のある国際協力を組織する一つの「システム」の基礎をなしている。

国連憲章の諸規定や国連と WHO との連携協定などから考えて、WHO に与えられた権限について WHO 憲章を解釈するにあたっては、専門性原理という一般原理のみならず、国連憲章が想定するシステム全体の論理をも考慮に入れなければならない。国連憲章 57 条に基づいて WHO が広範な国際的責任を有するとしても、その権限は公衆衛生分野に必然的に限定されるのであって、国連システムの他の構成要素の権限を侵食するものであってはならない。そして、武力行使・武器の規制・軍縮に関する問題は、国連の権限範囲内のことがらであって、専門機関の権限には含まれない。これ以外の結論は、専門機関の観念そのものを空虚にしてしまうことになるだろう。もし、ある武器の使用がある専門機関の目的に影響を与えることがあり得るというだけで当該専門機関が当該武器使用の合法性について取り扱う権限を持つとするならば、一体専門機関という観念にどのような意味があることになるのか、想像も出来ない。

したがって、裁判所は、本件勧告的意見要請が WHO の活動範囲内にあるとは考えない。

なお、勧告的意見を要請する WHO 決議は、WHO 総会にて必要な多数決を以て採択されたのであって、その有効性は推定される、と主張された。この点、裁判所は、ある決議が手続上規則に従って採択されたかどうかという問題と、その決議が機構の権限内で採択されたかどうかという問題は、別個の問題だと考える。手続規則にのっとり多数の国家によって決議が採択されたという事実のみによって、権限踰越のような実質的瑕疵が治癒されることはない。

もちろん、裁判所に勧告的意見を要請することが WHO の権限内にあるかどうかを判断するのは WHO である。しかし、裁判所が勧告的意見を与える権限が服すべき条件が充足されているかどうかを判断するのは、裁判所である。国連憲章 96 条 2 項の「その活動の範囲内において」という文言により、裁判所は WHO 憲章を解釈することを余儀なくされる。国際司法裁判所規程 65 条 1 項の文言に基づいても、裁判所は WHO 憲章の解釈をなさなければならない。そして、裁判所は、WHO 総会とは異なる解釈に到達したのである。